

○国立大学法人埼玉大学研究機構研究推進室規程

〔平成24年6月21日
規則第22号〕

改正 平成26. 3.20 25規則35 平成29. 3.28 28規則37
令和4. 3.17 3規則41

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第4条第2項の規定に基づき、研究推進室に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究推進室は、本学における研究戦略の推進を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 研究推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究機構長（以下「機構長」という。）
- (2) 研究機構副機構長（研究推進担当）（以下「副機構長」という。）
- (3) 本学の教職員のうちから、機構長が指名する者
- (4) その他機構長が必要と認めた者

2 研究推進室に、専任教員及び特任教員を置くことができる。

(業務)

第4条 研究推進室においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学における研究戦略の推進
- (2) プロジェクト研究の推進
- (3) テニユアトラック制の推進
- (4) 競争的資金獲得の推進
- (5) その他研究に関し必要な事項

(研究推進室長及び会議)

第5条 研究推進室に室長を置き、副機構長をもって充てる。

2 室長は、室を主催する。

3 室長は、室員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 研究推進室の事務は、研究・連携推進部研究推進・国際連携課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26. 3.20 25規則35）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3.28 28規則37）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3.17 3規則41）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。